次

目

令 甲

訓

訓令 岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程の一部を改正する

(技術検査課)

_~;

号 外 $(\overline{\pm})$

平

成二十九年 四 月

日

訓

令

甲

岐阜県訓令甲第九号

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁中一般 各現地機関

平成二十九年四月一日

岐阜県知事

古

田

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程

昭和五十二年

岐阜県訓令甲第十六号

を「県外に本店を有する資格者名簿登載業者が県外において発生させた事案に係る」に 「資格停止等措置」を「資格停止措置」に、「公衆損害事故又は工事関係者事故に係る」 第七条第二項第一号中「除く」の下に "。次号において同じ」を加え、同項第四号中 の一部を次のように改正する。 岐阜県企業訓令管第八十三

号

五 資格者名簿登載業者の措置 (資格停止を除く。) に関する事項

改め、同項中第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

委員会における決議とすることができる。 第二項各号に掲げる事項については、本庁部会における決議をもって入札参加資格 第七条に次の一項を加える。

第八条第二項第一号中「) に限る。ただし」を「次号において同じ。) であって」に

毎週 (金曜日)

岐 阜

県

公

報

号 外

発行

平成二十九年四月一日

	号	外	(23)	<u>岐</u>	阜	県	公	報	平成29年4月	1日	(2)
岐阜市薮田南二丁目一番一号									この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。附則	格委員会における決議とすることができる。	満である建設工事に係る委託契約に係るもの」を加え、同条に次の一項を加える。 限る」に改め、同項第二号中「属するもの」の下に「であって、予定価格が五千万円未	改め、「以上三億円」を削り、「委託契約に係るものを除く」を「委託契約に係るものに

平成二十九年四月一日発行

発 発 行 行 所 者

岐 岐

庁 県

編

岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一 岐

阜文芸社